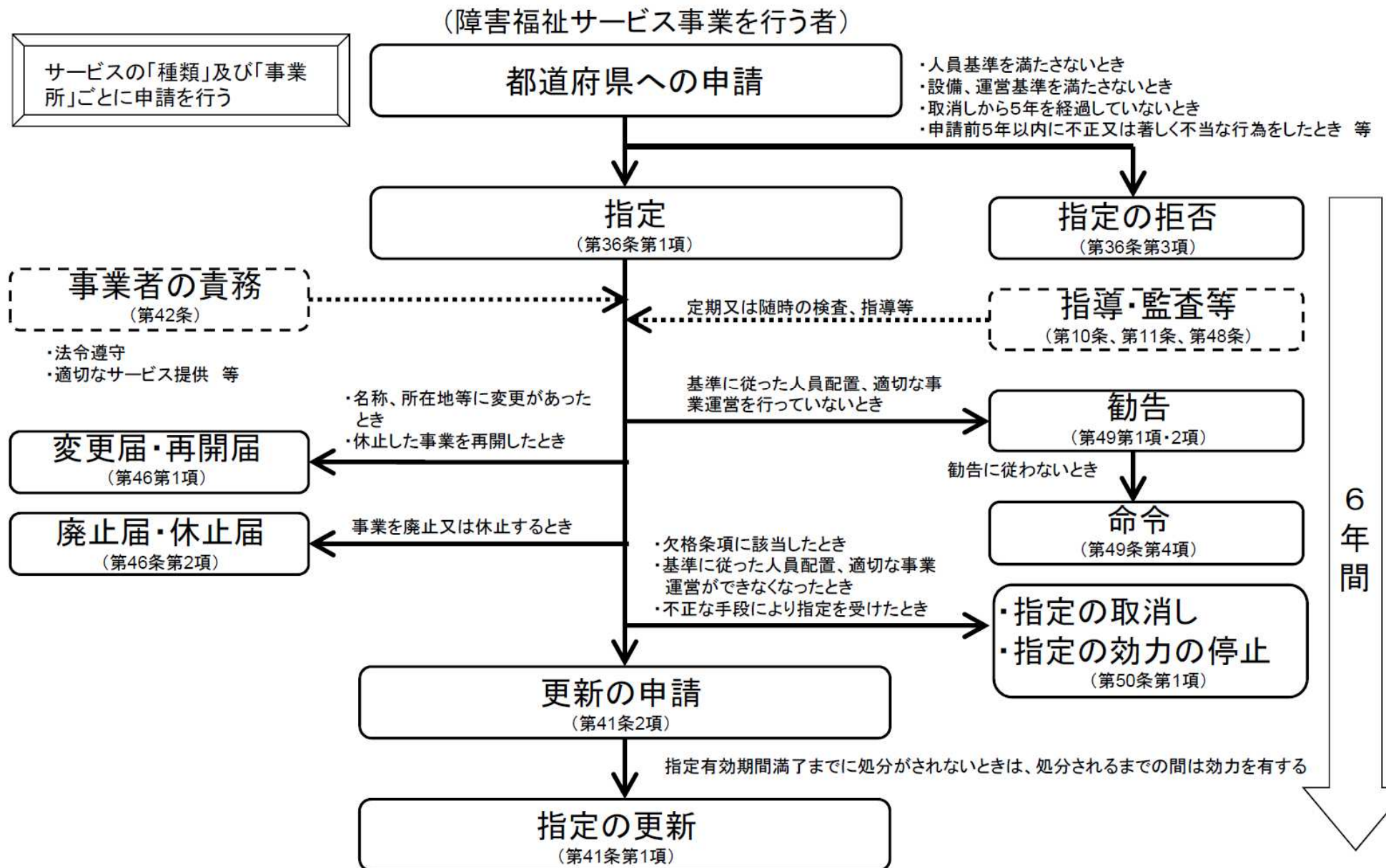
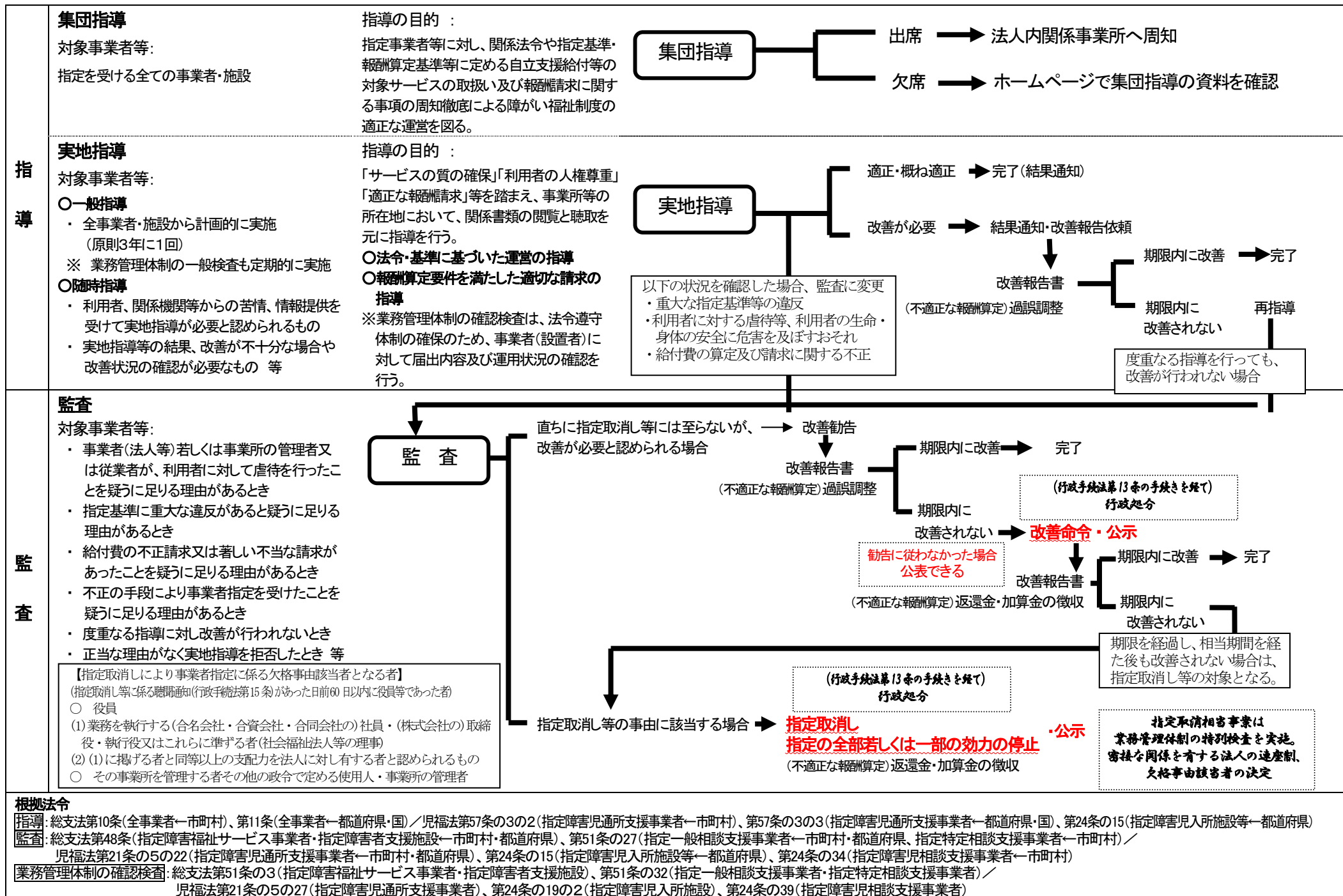


※障害福祉サービス事業者の場合（他の事業者も同様の流れ）

（参考） 障害福祉サービス事業者の指定等手続の流れ



指定障害福祉サービス事業者等に対する指導及び監査フロー図（障害者総合支援法、児童福祉法関係）※「総支法」「児福法」と略



【指定基準等の法令（省令・告示・条例独自基準）及び主な通知】

該当する事業に係る法令等を必ず理解し、これらに記載されている基準を満たして適正な事業運営をお願いします。

【障害者総合支援法 関係】

【指定基準・最低基準】

サービス種類	指定基準省令 ※令和3年3月23日最終改正	指定基準の解釈通知 ※令和3年3月30日最終改正	愛媛県・松山市 指定基準条例	最低基準省令 ※令和3年3月23日最終改正	愛媛県・松山市 最低基準条例
障害福祉サービス事業 (愛媛県・松山市が指定)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年障発第1206001号）	有 (一部独自基準)	（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援のみ） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）	有 (一部独自基準)
障害者支援施設 (愛媛県・松山市が指定)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成19年障発第0126001号）	有 (一部独自基準)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）	有 (一部独自基準)
一般相談支援事業 (愛媛県・松山市が指定)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年障発第0330第21号）	－ (条例委任なし)		
特定相談支援事業 (各市町が指定)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年障発第0330第22号）	－ (条例委任なし)		

【報酬算定基準】

サービス種類	報酬告示	報酬の留意事項通知 ※令和3年3月30日最終改正
障害福祉サービス事業、 障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号） ※令和3年3月31日最終改正	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年障発第1031001号）
一般相談支援事業 (地域移行支援・地域定着支援)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第124号） ※令和3年3月23日最終改正	
特定相談支援事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第125号） ※令和3年3月23日最終改正	

【児童福祉法 関係】

〔指定基準・最低基準〕

サービス種類	指定基準省令 ※令和3年3月23日最終改正	指定基準の解釈通知 ※令和3年3月30日最終改正	愛媛県・松山市指定 基準条例	最低基準省令 ※令和3年3月23日最終改正	愛媛県 最低基準条例
障害児通所支援 (愛媛県・松山市が指定)	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成24年2月3日厚生労働省令第15号)	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について (平成24年障発0330第12号)	有 (一部独自基準)	(児童発達支援センターのみ) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (昭和23年12月29日厚生省令第63号)	有 (一部独自基準)
障害児入所施設 (愛媛県が指定)	児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成24年2月3日厚生労働省令第16号)	児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準について (平成24年障発0330第13号)	有 (一部独自基準)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (昭和23年12月29日厚生省令第63号)	有 (一部独自基準)
障害児相談支援 (各市町が指定)	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 (平成24年厚生労働省令第29号)	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について (平成24年障発0330第23号)	— (条例委任なし)		

〔報酬算定基準〕

サービス種類	報酬告示 ※令和3年3月23日最終改正	報酬の留意事項通知 ※令和3年3月30日最終改正
障害児通所支援	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準 (平成24年厚生労働省告示第122号)	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について (平成24年障発0330第16号)
障害児入所施設	児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準 (平成24年厚生労働省告示第123号)	
障害児相談支援	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準 (平成24年厚生労働省告示第126号)	

※ 指定基準や報酬改定について、上記の他、これまでの報酬改定等に関するQ&Aにも疑義解釈が記載されております。

《愛媛県・松山市独自基準（非常災害対策）》

- 愛媛県及び松山市では、省令の基準のうち、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されている基準について、入所施設及び通所施設に対して『非常災害対策』の独自基準を設けています。※訪問系・相談系事業のみを行う事業所は上記の独自基準の対象外です。

独自基準	独自基準	愛媛県	松山市
非常災害 対策計画 の作成・ 掲示	各施設の立地により予想される災害の種別（例：地震、風水害）に応じた施設防災計画（災害発生時における利用者の安全確保のための体制、避難方法等を定めた計画）の作成、施設の見やすい場所への掲示を義務付け	①障害者支援施設、障害児入所施設及び児童発達支援センター（児童福祉施設）	①[U1]、②の施設及び事業所
	非常災害が発生した場合における事業所防災計画（災害発生時における利用者の安全確保のための体制、避難方法等を定めた計画）の作成、事業所の見やすい場所への掲示を義務付け	②療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業所	—
備蓄の確保	非常災害が発生した場合に備え、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄の確保について、努力義務とする。	①、②の施設及び事業所	上記事業所

●愛媛県では、独自基準の解釈通知を発出しています。 愛媛県ホームページ: <https://www.pref.ehime.jp/h20700/fukushi/jigyousyaoshirase/jyourei/index.html>

サービス種類	県独自基準の解釈通知	通知内容
障害福祉サービス (対象サービスのみ)	愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例における県独自基準に係る解釈について（平成 25 年 7 月 11 日付け 25 障第 477 号）	独自基準(非常災害対策)の趣旨、内容及び留意事項
	愛媛県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例における県独自基準に係る解釈について（平成 25 年 7 月 11 日付け 25 障第 479 号）	
障害者支援施設	愛媛県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例における県独自基準に係る解釈について（平成 25 年 7 月 11 日付け 25 障第 478 号）	
	愛媛県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例における県独自基準に係る解釈について（平成 25 年 7 月 11 日付け 25 障第 480 号）	
障害児通所支援 (上記対象サービスのみ)	愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例における県独自基準に係る解釈について（平成 25 年 7 月 16 日付け 25 障第 506 号）	
障害児入所施設	愛媛県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例における県独自基準に係る解釈について（平成 25 年 7 月 16 日付け 25 障第 507 号）	
児童福祉施設 (障害児入所施設、児童発達支援センター)	愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 24 年愛媛県条例第 49 号)における県独自基準に係る解釈について（平成 25 年 8 月 2 日付け 25 子第 558 号）	

<<その他主な厚生労働省告示・通知>>

○サービス提供者の要件

サービス種類	告 示 ・ 通 知	内 容
障害福祉サービス(訪問系)	指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について(昭和 63 年 2 月 12 日付け社第 29 号) 【R3.5.20 改正】	社会福祉士の相談援助業務の範囲等(別添 1)、介護福祉士試験の受験資格やサービス提供責任者の実務経験に係る介護等の業務の範囲等(別添 2)
障害福祉サービス(訪問系)	指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 538 号) 【R3.3.23 改正】	ヘルパーの要件
障害福祉サービス(日中活動系・GH)、 障害者支援施設	指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 544 号)	サービス管理責任者の要件
障害児通所支援、 障害児入所支援	障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(平成 24 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 230 号)	児童発達支援管理責任者の要件
地域相談支援	指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成 24 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 226 号)	相談支援専門員の要件
計画相談支援	指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成 24 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 227 号) 【R3.3.23 改正】	
障害児相談支援	指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成 24 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 225 号) 【R3.3.23 改正】	
重度障害者等包括支援	指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 547 号)	指定重度障害者等包括支援におけるサービス管理責任者の要件

○一般的な取扱い

サービス種類	告 示 ・ 通 知	内 容	
障害福祉サービス、障害者支援施設、相談支援	介護給付費等に係る支給決定事務等について	支給決定事務、計画相談支援給付費の支給事務、支給量の管理、利用者負担上限額の管理、介護給付費・訓練等給付費等の請求及び支払 など	
障害児通所支援、障害児相談支援	障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について	通所給付決定、障害児相談支援給付費の支給事務、支給量の管理、利用者負担上限額の管理、障害児通所給付費等の請求及び支払い など	
全サービス	障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き	負担上限月額を決める所得区分認定(就学前障がい児の無償化)、医療型個別減免、補足給付、(新)高額障害福祉サービス費等給付費 など	
障害福祉サービス(通所系・短期入所)、 障害者支援施設	食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針(平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 545 号) 【R3.3.23 改正】	指定基準に定める利用者から受け取ることが認められる費用のうち、「食費、光熱水費、居室」の具体的取扱い	
		食費	生活介護・短期入所・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・障害者支援施設
		光熱水費	短期入所・宿泊型自立訓練のみ
		居室	宿泊型自立訓練のみ
障害者支援施設(施設入所支援)	厚生労働大臣の定める利用者が選定する特別な居室の提供に係る基準(平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 541 号)	指定基準に定める利用者から受け取ることが認められる費用のうち、「特別な居室」の具体的取扱い	
障害児通所支援(児童発達支援センター・医療型児童発達)、 福祉型障害児入所支援	食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針(平成 24 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 231 号)	指定基準に定める保護者から受け取ることが認められる費用のうち、「食費、光熱水費」の具体的取扱い	
		食費	児童発達支援センター・医療型児童発達支援・福祉型障害児入所支援
		光熱水費	福祉型障害児入所支援のみ
障害福祉サービス(日中活動系・短期入所・GH)、 障害者支援施設	障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成 18 年 12 月 6 日付け障発第 1206002 号)	指定基準に定める利用者(保護者)から受け取ることが認められる費用のうち、「その他の日常生活費」の具体的取扱い	
障害児通所支援(児童発達支援・医療型児童発達・放デイ)、障害児入所支援	障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成 24 年 3 月 30 日付け障発 0330 第 31 号)		
障害福祉サービス(通所系)	日中活動サービス等を利用する場合の利用日数の取扱いに係る事務処理等について(平成 18 年 9 月 28 日付け障障発第 0928001 号)	生活介護・自立訓練(機能訓練)・自立訓練(生活訓練)・就労移行支援・就労継続支援における利用日数の原則と例外の取扱い	
生活介護	厚生労働大臣が定める平均障害支援区分の算定方法(平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 542 号)	生活介護の人員配置基準における「平均障害支援区分」の算定方法(旧法からの経過措置利用者を除いて算出)	
重度訪問介護、行動援護、重度包括支援 ほか強度行動障がい児・者支援関係	重度訪問介護の対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について(平成 26 年 3 月 31 日付け障障発 0331 第 8 号)	行動障害のある者に対する支援(支援計画シート及び支援手順書の標準例)	
全サービス	指定障害福祉サービス事業者の事業廃止(休止)に係る留意事項等について(平成 29 年 7 月 28 日付け厚生労働省事務連絡)	事業の廃止(休止)を行う場合の現利用者の引継ぎ等の手続き	
生活介護・児童発達・放デイ	児童福祉法に基づく主に重症心身障害児を通わせる児童発達支援の事業等を介護保険法令に基づく療養通所介護事業所において実施する場合の取扱いについて(平成 30 年 3 月 30 日付け厚生労働省事務連絡)	介護保険法の療養通所介護事業所が、主に重症心身障害児・者を通わせる生活介護・児童発達支援・放課後等デイサービスを実施する場合の基準の緩和	

療養介護、 障害者支援施設(生活介護)	特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて(平成 18 年 3 月 31 日付け保医発第 0331002 号)	配置医師における医療保険との併給調整
障害福祉サービス	・介護扶助と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付との適用関係等について(平成 19 年 3 月 29 日付け社援保第 0329004 号) ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係について(平成 19 年 3 月 28 日障企発第 0328002 号・障障発第 0328002 号) ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等に係る留意事項等について(平成 27 年 2 月 18 日付け厚生労働省事務連絡) ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業の適用関係に係る留意事項について(平成 29 年 7 月 12 日付け厚生労働省事務連絡) ・共生型サービスの施行に伴う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について(平成 30 年 3 月 30 日付け厚生労働省事務連絡)	介護保険との給付調整
全サービス	障害者(児)施設における虐待の防止について(平成 17 年 10 月 20 日)	虐待の類型、未然防止、早期発見・対応について
	障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き(平成 30 年 6 月厚生労働省障害福祉課地域生活支援推進室作成)	障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応方法
就労継続支援 A 型	・厚生労働大臣が定める事項及び評価方法(令和 3 年 3 月 23 日厚生労働省告示第 88 号) ・厚生労働大臣が定める事項及び評価方法の留意事項について(令和 3 年 3 月 30 日障障発 0330 第 5 号)	指定就労継続支援 A 型事業所の基本報酬の算定に係る実績について、令和 3 年度報酬改定により、当該事業所等における利用定員、人員配置に加え、評価点(スコア)の合計点に応じ算定することとなったことから、評価項目及び各項目の評価方法について具体的に示したもの。
障害児通所支援	厚生労働大臣が定める医療行為(令和 3 年 3 月 23 日厚生労働省告示第 89 号)	従来より看護職員加配加算等の算定の対象となってきた「医療的ケア」について、障害児通所支援における医療的ケア児に係る基本報酬等の算定対象とする上で、改めて示されたもの。「医療行為」の範囲について、新たな解釈を示したものではない。(令和 3 年度報酬改定 QAv0.2 問 39 より)

○訪問系関連

サービス種類	告 示 ・ 通 知	内 容
居宅介護	平成 20 年 4 月以降における通院等介助の取扱いについて(平成 20 年 4 月 25 日付け障障発第 0425001 号)	通院等介助、通院等乗降介助、身体介護の算定等の取扱い
重度訪問介護・行動援護	重度訪問介護の対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について(平成 26 年 3 月 31 日付け障障発 0331 第 8 号)	重度訪問介護に、重度の知的障がい者・精神障がい者(行動障がい者を有する者)に対象を拡大するにあたっての標準的なアセスメント(支援計画シート等)
重度訪問介護・同行援護・ 行動援護	入院中の医療機関から外出・外泊時における同行援護等の取扱いについて(平成 28 年 6 月 28 日付け障障発 0628 第 1 号)	入退院時及び入院中の外出・外泊に係る重度訪問介護・同行援護・行動援護の取扱い(※病院への往来)
重度障害者等包括支援	平成 30 年 4 月以降の重度障害者等包括支援の取扱いについて(平成 30 年 3 月 30 日付け厚生労働省事務連絡)	平成 30 年報酬改定で実施した基本報酬・加算の見直し及び基準の緩和等

○就労系関連通知（就労移行支援、就労継続支援）

サービス種類	告 示 ・ 通 知	内 容
A 型	障害者自立支援法の施行に伴う最低賃金の減額の特例許可手続について（平成 18 年 10 月 2 日付け障障発 1002001 号）	最低賃金の減額の特例許可申請書用の添付資料の提示等
A 型・B 型	就労継続支援事業利用者の労働者性に関する留意事項について（平成 18 年 10 月 2 日付け障障発第 1002003 号）	利用者の労働・作業、利用開始時、労働関係法令の適用等の留意事項
就労移行・A 型・B 型	就労移行支援事業、就労継続支援事業（A 型、B 型）における留意事項について（平成 19 年 4 月 2 日付け障障発第 0402001 号） 【R3.3.30 改正】	工賃（賃金）実績報告、各種雇用関係助成金との関係、ハローワークに A 型利用者を募集する際の留意事項、重度者支援体制加算の取扱い、施設外支援・施設外就労・在宅利用者の支援に係る所定単位数の取扱い 平成 29 年 4 月の A 型指定基準の見直し（運営規程・賃金及び工賃・就労の機会の提供）に伴う、個別支援計画様式の提示、生産活動収支差額から賃金（工賃）を支払うことができない場合の経営改善の取組み、情報公表（財務諸表・生産活動内容・平均月額賃金（工賃））
就労移行・A 型・B 型	就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて（平成 18 年社援発第 1002001 号）	社会福祉法人以外の法人における就労支援事業の会計処理の取扱い
就労移行・A 型・B 型	・平成 27 年度以降の就労継続支援 B 型事業の利用に係るアセスメントの取扱い及び当該アセスメントに係るマニュアルの送付について（平成 27 年 3 月 16 日事務連絡） ・「就労移行支援事業所による就労アセスメント実施マニュアル」の送付について（平成 27 年 4 月 22 日事務連絡）	就労アセスメントの具体的な実施方法等
就労移行・A 型・B 型	就労移行支援及び就労継続支援における適切なサービス提供の推進について（平成 28 年障障発 0330 第 1 号）	A 型・B 型の支給決定手続き、事業所における適切なサービス提供に向けた指導
就労移行	就労移行支援事業の適正な実施について（令和元年 11 月 5 日付け障障発 1105 第 1 号）	利用者の就職状況の把握・報告、一般就労へ移行後の就労移行支援の例外的な利用、基本報酬の算定区分の届出に係る就労状況の添付資料の提出
就労定着支援	就労定着支援の実施について【令和 3 年 3 月 30 日付け障障発 0330 第 1 号】	

○障害児通所支援関係

サービス種類	告 示 ・ 通 知	内 容
放デイ	放課後等デイサービスガイドラインについて（平成 27 年 4 月 1 日付け障障発 0401 第 2 号）	放課後等デイサービスの支援指針
児童発達	児童発達支援ガイドラインについて（平成 29 年 7 月 24 日付け障障発 0724 第 1 号）	児童発達支援の支援指針

○相談支援関係

サービス種類	告 示 ・ 通 知	内 容
計画相談・障害児相談	相談支援に関するQ&Aについて (令和3年4月8日付け事務連絡)	計画相談支援に関する疑義照会を中心としたQ&A (報酬改定Q&Aの一部を含む)
計画相談・障害児相談	計画相談支援等に係る令和3年度報酬改定の内容等及び地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取組について (令和3年3月31日付け障障発 0331 第7号)	令和3年度報酬改定による見直し内容等

指定申請書等の様式 掲載ホームページ

●愛媛県ホームページ

愛媛県ホームページ	【指定申請書等の様式 掲載場所】	
	愛媛県 電子配布サービス	検索 https://www.pref.ehime.jp/sinsei/sosiki/hoken.html#05 (障がい福祉課)
	申請書等電子配布サービス → 組織別一覧 → 保健福祉部 障がい福祉課 → 施設・事業者指定関係	
	※ 障害者総合支援法関係と児童福祉法関係で区分しています。	
	※ 指定に関する留意事項を掲載していますので、ご参照ください。	
	(詳細は、指定基準や解釈通知を確認してください。)	
	障害者総合支援法関係	指定(更新)申請
		指定(更新)申請書(様式第2号)、指定に係る審査事項(別紙1～16)、添付書類参考様式
		事業の開始届(法第79条)
		事業等開始届出書(様式第17号)
		報酬・加算等の体制届
		介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書(様式第5号)、体制状況一覧表、別表・付表
		福祉・介護職員等特定処遇改善加算に係る届出書類(計画書、届出チェックリスト、実績報告書等)
		福祉・介護職員処遇改善(特別)加算に係る届出書類(計画書、届出チェックリスト、実績報告書等)
		※ 基本報酬・加算について、新規取得・区分の変更・廃止の場合に提出いただく書類です。
		※ 「体制等に関する届出一覧表」を参考に、別表・付表等を添付してください。
		※ 人員の配置加算や加配加算の算定の際に提出する勤務体制一覧表や実務経験証明書は、指定申請に係る添付書類参考様式を使用してください。
		指定の変更届
		変更届出書(様式第11号)、指定に係る審査事項(別紙1～16)、添付書類参考様式
児童福祉法関係		事業の変更届(法第79条)
		事業等変更届出書(様式第18号)
		指定の変更申請
		指定変更申請書(様式第3号)(様式第4号)、指定に係る審査事項(別紙1～16)、添付書類参考様式
		指定の廃止(休止・再開)届、辞退届出書
		廃止(休止・再開)届出書(様式第12号)、辞退届出書(様式第13号)、現にサービス等を受けている者について(一覧)
		事業の廃止(休止)届(法第79条)
		廃止(休止)届出書(様式第19号)
		業務管理体制の届出
		業務管理体制整備(区分変更)届出書(様式第5号)、変更届出書(様式第14号)
		その他様式
		就労継続支援A型事業利用者負担減免措置実施届出書(様式1)、休止届出書(様式2)、変更届出書(様式3) <県障がい福祉課へ提出>
		利用日数に係る特例の適用を受ける日中活動サービス等に係る(変更)届出書
		指定(更新)申請
		指定(更新)申請書(様式第15号)、指定に係る審査事項(別紙1～8)、添付書類参考様式
		事業の開始届(法第34条の3)
		事業等開始届出書(様式第30号の9)
		報酬・加算等の体制届出書
		障害児通所・入所給付費算定に係る体制等に関する届出書(様式第5号)、体制等状況一覧表、別表・付表
		福祉・介護職員等特定処遇改善加算に係る届出書類(計画書、届出チェックリスト、実績報告書等)
		福祉・介護職員処遇改善(特別)加算に係る届出書類(計画書、届出チェックリスト、実績報告書等)
		※ 基本報酬・加算について、新規取得・区分の変更・廃止の場合に提出いただく書類です。
		※ 「体制等に関する届出一覧表」を参考に、別表・付表等を添付してください。
		※ 人員の配置加算や加配加算の算定の際に提出する勤務体制一覧表や実務経験証明書は、指定申請に係る添付書類参考様式を使用してください。
		指定の変更届
		変更届出書(様式第16号)、指定に係る審査事項(別紙1～8)、添付書類参考様式
		事業の変更届(法第34条の3)
		事業等変更届出書(様式第30号の10)
		指定の変更申請
		指定変更申請書(様式第15号の3)(様式第15号の4)、指定に係る審査事項(別紙1～8)、添付書類参考様式
		指定の廃止(休止・再開)届、辞退届出書
		廃止(休止・再開)届出書(様式第16号の2)、辞退届出書(様式第17号)、現に支援を受けている者について(一覧)
		事業の廃止(休止)届(法第34条の3)
		廃止(休止)届出書(様式第30号の11)
		業務管理体制の届出
		業務管理体制整備(区分変更)届出書(様式第17号の2)、変更届出書(様式第17号の3)
【厚生労働省からの通知、Q&A、指定基準・報酬告示、自己点検表、実地指導に係る事前調書様式、研修開催案内 等】		
愛媛県 障害福祉サービス お知らせ 検索 https://www.pref.ehime.jp/h20700/fukushi/jigyousyaoshirase/index.html		
愛媛県ホームページ → 健康・医療・福祉 → 障がい者福祉 → サービス事業者 → 指定障害福祉サービス事業者等の方へのお知らせ の★お知らせ一覧の各項目をご覧ください。		
指定就労支援A型事業所の運営改善	生産活動実績確認表(別紙様式2-0)、経営改善計画書(別紙様式2-1,2-2)、前年度の経営改善計画取組状況(別紙様式2-3)	
指定児童発達支援事業所、指定放課後等デイサービス事業所の自己評価結果公表の報告	愛媛県障害児通所支援に係る自己評価結果公表 報告様式	
メールアドレス登録	【指定障害福祉サービス事業者等用】【指定障害児通所支援事業者等用】メールアドレス登録票	

指定申請書等の様式 掲載ホームページ

●松山市ホームページ

松山市

障害福祉サービス

お知らせ

検索

<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/fukushi/shogai/jigyositei/index.html>

松山市ホームページ → 暮らしの情報 → 福祉 → 障がい福祉 → 指定障害福祉サービス事業者等の方へのお知らせ

※以下の項目名のページをご覧ください。

手続き種別	項目名	主な書式	
指定(更新)申請 事業の開始(変更)届	新規申請の手続き	同ページ内の指定(更新)申請に係る必要書類一覧表で必要な書類をご確認ください。	
		総合 支援法 関係	指定(更新)申請書(様式第1号) 指定に係る審査事項(別紙1～16) 添付書類(参考様式) 事業等開始届(様式第11号)
		児童 福祉法 関係	指定(更新)申請書(様式第2号) 指定に係る審査事項(別紙1～6) 添付書類(参考様式) 事業等開始届(様式第12号)
		共通	事業所防災計画要件確認表
			メールアドレス登録票 建築物関連法令協議記録 ※ページ内の「新規申請の流れ」→「(2) 建築指導課等への建築物関連法令協議」にリンクあり
報酬・加算等の体制届	加算等に関する届出等	同ページ内の体制等に関する届出一覧表で必要な書類をご確認ください。	
		総合 支援法 関係	介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書(様式第5号) 体制等状況一覧表 別表・付表・別紙
		児童 福祉法 関係	障害児通所・入所給付費算定に係る体制等に関する届出書(様式第5号) 体制等状況一覧表 別表・付表・別紙
		共通	処遇改善計画書、届出チェックリスト、実績報告書等 ※ページ内の「福祉・介護職員処遇改善加算等に係る届出」にリンクあり
		※ 基本報酬・加算について、新規取得・区分の変更・廃止の場合に提出いただく書類です。 ※ 「体制等に関する届出一覧表」を参考に、別表・付表等を添付してください。 ※ 人員の配置加算や加配加算の算定の際に提出する勤務体制一覧表や実務経験証明書は、指定申請に係る 添付書類参考様式 を使用してください。	
指定の変更届 指定の変更申請	変更届・変更申請の手続き	同ページ内の変更に係る届出別添付資料一覧表で必要な書類をご確認ください。	
		総合 支援法 関係	変更申請書(様式第3号) ※生活介護、就労継続支援A型、B型の定員増をする場合 変更申請書(様式第4号) ※障害者支援施設の入所定員増、またはサービスを変更する場合 変更届出書(様式第6号) ※上記の変更申請以外で届出が必要な変更事項に該当した場合 指定に係る審査事項(別紙1～16)
		児童 福祉法 関係	変更申請書(様式第5号) ※児童発達支援、放課後等デイサービスの定員増をする場合 変更届出書(様式第8号) ※上記の変更申請以外で届出が必要な変更事項に該当した場合 指定に係る審査事項(別紙1～6)
指定の廃止(休止・再開)届	廃止届、休止届、再開届、辞退届	総合 支援法 関係	廃止(休止・再開)届出書(様式第7号) 辞退届出書(様式第10号) 現にサービスを受けている者について(様式第10号添付書類)
		児童 福祉法 関係	廃止(休止・再開)届出書(様式第9号) 現にサービスを受けている者について(様式第9号添付書類)
業務管理体制の届出	業務管理体制の整備に関する届出について	総合 支援法 関係	業務管理体制整備(区分変更)届出書(様式第17号)
		児童 福祉法 関係	業務管理体制整備(区分変更)届出書(様式第18号)
		共通	業務管理体制変更届出書(様式第19号)
就労継続支援A型の利用者負担減免措置の届出	就労継続支援A型事業利用者負担減免措置実施の届出	実施届出書(様式1) 休止届出書(様式2) 変更届出書(様式3)	
実地指導を受ける場合	指定障害福祉サービス事業者等実地指導	実地指導事前調査 改善状況報告書	
児童発達支援、放課後等デイサービスの自己評価結果公表の報告	自己評価結果公表について	障害児通所支援に係る自己評価結果公表 報告様式	

松山市ホームページ

障害福祉サービス等 指定(更新)申請に係る必要書類一覧表

注1 ○=必ず添付 △=必要に応じて添付 ☆=変更がなければ省略可
注2「多機能型」として事業を実施する場合は、指定申請書及び届出書を事業ごとに添付

※愛媛県の場合
平成30年10月1日時点

【障害者総合支援法関係】

添付書類 ※様式は、本県ホームページの申請書等電子配布サービスに掲載 (メールアドレス登録票は、県ホームページの「指定障害福祉サービス事業者等の方へのお知らせ」に掲載)	介護給付費								訓練等給付費								介護給付費	地域相談支援給付費		
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17			
	居宅介護	重度訪問 介護	同行援護	行動援護	療養介護	生活介護	短期入所	重度障害者 等包括支援	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	就労移行 支援	就労継続 支援 (A・B型)	就労定着 支援	自立生活 援助	共同生活援助 (GH)	障害者支援施設 (施設入所支援)	一般相談支援 (地域移行支援・ 地域定着支援)	多機能型		
	指定・更新	指定・更新	指定・更新	指定・更新	指定・更新	指定・更新	指定・更新	指定・更新	指定・更新	指定・更新	指定・更新	指定・更新	指定・更新	指定・更新	指定・更新	指定・更新	指定・更新	指定・更新		
指定申請書	(様式第2号) 指定(更新) 申請書 ※1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	(参考様式別紙) 同一所在地において既に指定を受けている事業等について	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			
	(共生型の特例による指定の場合) 本体事業における指定の通知書の写し ※4	△ ☆	△ ☆				△ ☆	△ ☆		△ ☆	△ ☆									
	(共生型の特例によらない指定の場合) (様式第4号の2) 共生型の特例による指定を不要とする旨の申出書 ※4	△ ☆	△ ☆				△ ☆	△ ☆		△ ☆	△ ☆									
	(別紙1～16) 審査事項 (表の別紙1～16は、該当する様式の番号)	別紙1	別紙1	別紙1	別紙1	別紙2	別紙3	別紙4	別紙5	別紙8	別紙9	別紙10	別紙11	別紙15	別紙16	別紙6. 7. 7の2. 7の3	別紙13	別紙14	別紙12	
	登記事項証明書(原本)又は条例等	○※4 ☆	○※4 ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○※4 ☆	○※4 ☆	○ ☆	○※4 ☆	○※4 ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆		
	定款、寄付行為等 ※A型のみ											○ A型のみ	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆		
	運営規程	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	事業計画書・収支予算書 (事業所で実施する訓練・サービス提供の具体的内容を記載したもの。)					○	○			○	○	○	○	○	○					
	住宅地図	○※4 ☆	○※4 ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○※4 ☆	○※4 ☆	○ ☆	○※4 ☆	○※4 ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆		
	(参考様式1) 事業所平面図 (各室の用途を明らかにしたもの)	○※4 ☆	○※4 ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○※4 ☆	○※4 ☆	○ ☆	○※4 ☆	○※4 ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆		
	(参考様式2) 設備・備品等一覧表 (設備の概要)	○※4 ☆	○※4 ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○※4 ☆	○※4 ☆	○ ☆	○※4 ☆	○※4 ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆		
	(参考様式3) 経歴書 (管理者・サービス提供責任者・サービス管理責任者・相談支援専門員)	○※4 ☆	○※4 ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○※4 ☆	○※4 ☆	○ ☆	○※4 ☆	○※4 ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆		
	(参考様式4) 実務経験証明書(原本)	△ ☆	△ ☆	△ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	△ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆		
	(参考様式5) 実務経験見込証明書(原本)	△ ☆	△ ☆	△ ☆	△ ☆	△ ☆	△ ☆		△ ☆	△ ☆	△ ☆	△ ☆	△ ☆	△ ☆	△ ☆	△ ☆	△ ☆	△ ☆		
	(参考様式6) 利用者(入所者)又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	○※4 ☆	○※4 ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○※4 ☆	○※4 ☆	○ ☆	○※4 ☆	○※4 ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆		
	(参考様式7) 主たる対象者を特定する理由等	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
	(参考様式8) 法人役員等が欠格条項に該当しない旨の誓約書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	(参考様式9) 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	○9-1	○9-1	○9-1	○9-1	○9-2	○9-2	○9-2	○9-2	○9-2	○9-2	○9-2	○9-2	○9-2	○9-2	○9-2	○9-2	○9-2		
	組織体制図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	資格証明書の写し	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆		
	(参考様式10) 現在の事業所等の状況													○10-1	○10-2					
	建物の構造概要					○ ☆		○※4 ☆								○ ☆	○ ☆			
	写真(事業所全景、内部) ※設備基準が分かるもの	○※4 ☆	○※4 ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○※4 ☆	○※4 ☆	○ ☆	○※4 ☆	○※4 ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆		
	建物が賃借物件の場合は賃貸借契約書の写し	△※4 ☆	△※4 ☆	△ ☆	△ ☆	△ ☆	△※4 ☆	△※4 ☆	△ ☆	△※4 ☆	△※4 ☆	△ ☆	△ ☆	△ ☆	△ ☆	△ ☆	△ ☆	△ ☆		
	医療法第7条の病院としての許可証の写し等					○ ☆				○※4 ☆	○※4 ☆									
	協力医療機関との契約内容が分かるもの					○※4 ☆	○※4 ☆			○※4 ☆	○※4 ☆	○ ☆	○ ☆			○ ☆	○ ☆			
	入所定員又は精神病院の精神病床数の減少計画書 ※地域移行型GH、地域移行支援型GHのみ															地域移行型 ホームのみ必要				
	受託居宅介護サービス事業者との契約の内容を記載した書類 ※外部型GHのみ															外部サービス利用型 のみ必要				
	(参考様式11) 協議会等への報告・協議会等からの評価等に関する措置の概要 ※日中型GHのみ															日中サービス支援型 のみ必要				
	従業者との雇用関係を証する書面(雇用契約書・労働条件通知書・標準報酬決定通知書、雇用保険被 保険者資格取得等通知書等)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	利用契約書・重要事項説明書・個別支援計画	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	消防機関へ提出した防火対象物使用開始届出書の写し ※開始届出書の提出が不要な場合は、消防用設備の設置義務のないことを確認した書面(様式任意)					○ ☆	○※4 ☆	○※4 ☆		○※4 ☆	○※4 ☆	○ ☆	○ ☆			○ ☆	○ ☆			
	建築確認済証の写し等 ※建築確認済証がない場合は、問題がないことを建築基準法等担当部署と協議した書面(様式任意)	○※4 ☆	○※4 ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○※4 ☆	○※4 ☆	○ ☆	○※4 ☆	○※4 ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	
	事業所防災計画(非常災害対策計画)(様式任意) ※消防法、水防法、土砂災害防止法等、防災関係法令に基づくもの ※伊方原子力発電から半径30km圏内の施設のみ、原子力防災計画も必要					○ ☆	○※4 ☆	○※4 ☆		○※4 ☆	○※4 ☆	○ ☆	○ ☆			○ ☆	○ ☆			
	(様式第17号) 事業開始届 ※2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	利用日数に係る特例の適用を受ける日中活動系サービス等に係る届出書					△			△	△	△	△	△							
	就労継続支援A型事業利用者負担減免措置実施届出書 ※A型のみ(県障がい福祉課へ提出)											△ A型のみ								
	(別紙様式) 社会保険及び労働保険への加入状況に係る確認票	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆		
	メールアドレス登録票(指定障害福祉サービス事業者等利用) ※3 ※障がい福祉に係る県からの通知を送付するアドレス(原則1法人に1つ) (県障がい福祉課あてメール提出。アドレスの変更も同様)	△	△	△		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
	介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆		
	業務管理体制整備(区分変更)届出書(様式第5号)又は業務管理体制変更届出書(様式第14号)	○ △	○ △	○ △	○ △	○ △	○ △	○ △	○ △	○ △	○ △	○ △	○ △	○ △	○ △	○ △	○ △	○ △		

※1 指定申請書の内容を変更する場合は(様式第11号)変更届出書。ただし、障害者総合支援法施行規則第34条の20に規定する「特定障害福祉サービス」のサービス量の増加は(様式第3号)、障害者支援施設の入所定員の増加もしくはサービス種類の変更は(様式第4号)の指定変更申請書
※2 事業開始届の内容を変更する場合は(様式第18号)変更届出書 (※1と※2で重複する項目の変更があれば、両方の変更届出書を提出してください)
※3 愛媛県(東予・中予・南予地方局)からの指定を初めて受ける法人は、メール提出が必要。
※4 共生型サービスの特例(障害者総合支援法第44条の2)による指定を受ける場合、同様の内容であれば本体事業における申請書類の写し及び指定の通知書の写しの提出で可。特例によらない指定を受ける場合は、通常の申請書類を整備したうえで様式第4号の2を提出すること。

障害児支援 指定（更新）申請に係る必要書類一覧表

※愛媛県の場合

注1 ○＝必ず添付 △＝必要に応じて添付 ☆＝変更がなければ省略可
注2 「多機能型」として事業を実施する場合は、付表6を添付すること。

平成30年10月1日時点

添付書類		児童発達支援		医療型 児童発達支援		放課後等デイ サービス		居宅訪問型 児童発達支援		保育所等 訪問支援		多機能型		障害児入所施設 （福祉型）		障害児入所施設 （医療型）	
※様式は、本県ホームページの申請書等電子配布サービスに掲載 （メールアドレス登録票は、県ホームページの「指定障害福祉サービス事業者等の方への お知らせ」に掲載）		指定	更新	指定	更新	指定	更新	指定	更新	指定	更新	指定	更新	指定	更新	指定	更新
指定申請書	（様式第15号） 指定（更新）申請書 ※1	○		○		○		○		○				○		○	
	（参考様式別紙）同一事業所において既に指定を受けている事業等について	△		△		△		△		△				△		△	
	（共生型の特例による指定の場合） 本体事業における指定の通知書の写し ※4	△	☆			△	☆										
	（共生型の特例によらない指定の場合） （様式第15号の2）共生型の特例による指定を不要とする旨の申出書 ※4	△	☆			△	☆										
	（別紙1～8）審査事項（表の別紙1～8は、該当する様式の番号）	○		○		○		○		○		○		○		○	
		別紙1又は2		別紙3		別紙4		別紙4の2		別紙5		別紙6		別紙7		別紙8	
	登記事項証明書（原本）又は条例等	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆			○	☆	○	☆
	運営規程	○		○		○		○		○				○		○	
	住宅地図	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆			○	☆	○	☆
	（参考様式1）事業所平面図（各室の用途を明らかにしたもの）	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆			○	☆	○	☆
	（参考様式2）設備・備品等一覧表（設備の概要）	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆			○	☆	○	☆
	（参考様式3）経歴書（管理者・児童発達支援管理責任者）	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆			○	☆	○	☆
	（参考様式4）実務経験証明書（原本）	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆			○	☆	○	☆
	（参考様式5）実務経験見込証明書（原本）	△	☆	△	☆	△	☆	△	☆	△	☆			△	☆	△	☆
	（参考様式6）利用者（入所者）又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆			○	☆	○	☆
	（参考様式7）主たる対象者を特定する理由等	△				△								△		△	
	（参考様式8）法人役員等が欠格条項に該当しない旨の誓約書	○		○		○		○		○				○		○	
	（参考様式9）従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	○		○		○		○		○				○		○	
	組織体制図	○		○		○		○		○				○		○	
	資格証明書の写し	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆			○	☆	○	☆
	建物の構造概要			○	☆									○	☆	○	☆
	写真（事業所全景、内部）※設備基準が分かるもの	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆			○	☆	○	☆
	建物が賃借物件の場合は賃貸借契約書の写し	△	☆	△	☆	△	☆	△	☆	△	☆			△	☆	△	☆
	医療法第7条の医療機関としての許可証の写し等			○	☆											○	☆
	協力医療機関との契約内容が分かるもの	○	☆			○	☆	○	☆					○	☆		
	従業者との雇用関係を証する書面（雇用契約書・労働条件通知書・標準報酬決定通知書、雇用保険被保険者資格取得等通知書等）	○		○		○		○		○				○		○	
	利用契約書・重要事項説明書・個別支援計画	○		○		○		○		○				○		○	
	消防機関へ提出した防火対象物使用開始届出書の写し ※開始届出書の提出が不要な場合は、消防用設備の設置義務のないことを確認した書面（様式任意）	○	☆	○	☆	○	☆							○	☆	○	☆
	建築確認済証の写し等 ※建築確認済証がない場合は、問題がないことを建築基準法等担当部署と協議した書面（様式任意）	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆			○	☆	○	☆
	事業所防災計画（非常災害対策計画）（様式任意） ※消防法、水防法、土砂災害防止法等、防災関係法令に基づくもの ※伊方原子力発電から半径30km圏内の施設のみ、原子力防災計画も必要	○	☆	○	☆	○	☆							○	☆	○	☆
	（様式第30号の9）開始届出書 ※2	○		○		○		○		○							
	（別紙様式）社会保険及び労働保険への加入状況に係る確認票	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆			○	☆	○	☆
	メールアドレス登録票（指定障害児通所支援事業者等用）※3 ※障がい福祉に係る県からの通知を送付するアドレス（原則1法人に1つのみ） （県障がい福祉課あてメール提出。アドレスの変更も同様）	○		○		○		○		○				○		○	
	障害児通所・入所給付費算定に係る体制等に関する届出書	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆
	業務管理体制整備（区分変更）届出書（様式第17号の2）又は業務管理体制変更届出書（様式第17号の3）	○	△	○	△	○	△	○	△	○	△	○	△	○	△	○	△

※1 指定申請書の内容を変更する場合は（様式第16号）変更届出書。ただし、児童福祉法施行規則第18条の30の2に規定する「特定障害児通所支援」のサービス量の増加は（様式第15号の3）、障害児入所施設の入所定員の増加は（様式第15号の4）の指定変更申請書

※2 事業開始届の内容を変更する場合は（様式第30号の10）変更届出書

（※1と※2で重複する項目について変更があれば、両方の変更届出書を提出してください）

※3 愛媛県（東予・中予・南予地方局）からの指定を初めて受ける法人は、メール提出が必要。

※4 共生型サービスの特例（児童福祉法第21条の5の17）による指定を受ける場合、同様の内容であれば本体事業における申請書類の写し及び指定の通知書の写しの提出で可。特例によらない指定を受ける場合は、通常の申請書類を整備したうえで様式第15号の2を提出すること。

障害福祉サービス等 指定(更新)申請に係る必要書類一覧表

※松山市の場合

注1 ○＝必ず添付 △＝必要に応じて添付 ☆＝変更がなければ省略可

注2「多機能型」として事業を実施する場合は、指定申請書及び届出書を事業ごとに添付

添付書類 ※様式は、松山市ホームページ「障がい福祉課」内に掲載しています。		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17		
		居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	療養介護	生活介護	短期入所	重度障害者等包括支援	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援 (A・B型)	就労定着支援	自立生活援助	共同生活援助	障害者支援施設 (施設入所支援)	一般相談支援 特定相談支援 障害児相談支援	多機能型	
		指定：更新	指定：更新	指定：更新	指定：更新	指定：更新	指定：更新	指定：更新	指定：更新	指定：更新	指定：更新	指定：更新	指定：更新	指定：更新	指定：更新	指定：更新	指定：更新	指定：更新	指定：更新	
指定申請書	様式第1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	別紙：他の法律において既に指定を受けている事業等について	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	(共生型の特例によらない指定の場合) 特例による指定を不要とする旨の申出書	△ ☆	△ ☆				△ ☆	△ ☆			△ ☆	△ ☆								
	指定に係る審査事項【別紙：1～16(表中「○」の後の番号は、別紙番号)】	○1	○1	○1	○1	○2	○3	○4	○5		○8	○9	○10	○11	○15	○16	○6, 7, 7の2, 7の3	○13	○14の1, 2	○12
	(定款、寄付行為等及び)登記事項証明書又は条例等(定款、寄付行為等はA型のみ)	○ ※1 ☆	○ ※1 ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ※1 ☆	○ ※1 ☆	○ ☆	○ ☆	○ ※1 ☆	○ ※1 ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆
	運営規程	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	事業計画書(事業所で実施する訓練・サービス提供の具体的内容を記載したもの。)					○	○				○	○	○	○	○	○				○
	住宅地図	○ ※1 ☆	○ ※1 ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ※1 ☆	○ ※1 ☆	○ ☆	○ ☆	○ ※1 ☆	○ ※1 ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆
	(参考様式1)事業所平面図(各室の用途を明らかにしたもの)	○ ※1	○ ※1	○	○	○	○ ※1	○ ※1	○	○	○ ※1	○ ※1	○	○	○	○	○	○	○	○
	(参考様式2)設備・備品等一覧表(設備の概要)	○ ※1 ☆	○ ※1 ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ※1 ☆	○ ※1 ☆	○ ☆	○ ☆	○ ※1 ☆	○ ※1 ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆
	(参考様式3)経歴書(管理者・S提供責任者・S管理責任者・相談支援専門員)	○ ※1 ☆	○ ※1 ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ※1 ☆	○ ※1 ☆	○ ☆	○ ☆	○ ※1 ☆	○ ※1 ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆
	(参考様式4)実務経験証明書	△ ☆	△ ☆	△ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	△ ☆	△ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆
	(参考様式5)実務経験見込証明書	△ ☆	△ ☆	△ ☆	△ ☆	△ ☆	△ ☆	△ ☆	△ ☆	△ ☆	△ ☆	△ ☆	△ ☆	△ ☆	△ ☆	△ ☆	△ ☆	△ ☆	△ ☆	△ ☆
	(参考様式6)利用者(入所者)又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	○ ※1 ☆	○ ※1 ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ※1 ☆	○ ※1 ☆	○ ☆	○ ☆	○ ※1 ☆	○ ※1 ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆
	(参考様式7)指定障害福祉サービスの主たる対象者を特定する理由等	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	(参考様式8)指定に係る誓約書	○8-1	○8-1	○8-1	○8-1	○8-1	○8-1	○8-1	○8-1	○8-1	○8-1	○8-1	○8-1	○8-1	○8-1	○8-1	○8-1	○8-1	○8-2, 3, 4	○8-1
	(参考様式9)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	○9-1	○9-1	○9-1	○9-1	○9-2	○9-2	○9-2	○9-2	○9-2	○9-2	○9-2	○9-2	○9-2	○9-2	○9-2	○9-2	○9-2	○9-2	○9-2
	組織体制図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	資格証明書(写)	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆
	(参考様式10)現在の事業所等の状況														○10-1	○10-2				
	建物の構造概要					○ ☆		○ ※1 ☆									○ ☆	○ ☆		
	写真(事業所全景、内部)※設備基準が分かるもの	○ ※1 ☆	○ ※1 ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ※1 ☆	○ ※1 ☆	○ ☆	○ ☆	○ ※1 ☆	○ ※1 ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆
	建物が賃借物件の場合は賃貸借契約書の写し	△ ※1 ☆	△ ※1 ☆	△ ☆	△ ☆	△ ☆	△ ※1 ☆	△ ※1 ☆	△ ☆	△ ☆	△ ※1 ☆	△ ※1 ☆	△ ☆	△ ☆	△ ☆	△ ☆	△ ☆	△ ☆	△ ☆	△ ☆
	医療法に規定する医療機関として許可を受けた病院であることが分かる証明書等					○ ☆														
	協力医療機関との契約内容が分かるもの						○ ※1 ☆	○ ※1 ☆			○ ※1 ☆	○ ※1 ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆				○ ☆
	入所定員又は精神病院の精神病床数の減少計画書																			
	受託居宅介護サービス事業者との契約の内容を記載した書類 ※外部型GHのみ																			
	(参考様式11)協議会等への報告・協議会等からの評価等に関する措置の概要※日中型GHのみ																			
従業者との雇用関係を証する書面(雇用契約書・労働条件通知書・標準報酬決定通知書、雇用保険被保険者資格取得等通知書等)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
利用契約書・重要事項説明書・個別支援計画・サービス等利用計画	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
建築物関連法令協議記録(建築基準法・都市計画法・消防法等)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
現に効力のある指定に係る指令書の写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
利用日数に係る特例の適用を受ける日中活動系サービス等に係る届出書						△				△	△	△	△						△	
就労継続支援A型事業利用者負担減免措置実施届出書													△Aのみ							
(別紙様式)社会保険及び労働保険への加入状況に係る確認票	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	
メールアドレス登録票(原則1法人に1つのみ)	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	
事業所防災計画 ※防災計画要件確認表を参考に災害種別ごとに作成してください。					○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆		○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆	○ ☆			○ ☆	○ ☆	○ ☆	
(様式第11号)障害福祉サービス事業等の開始届 ※収支予算書及び事業計画書を添付してください。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
事業所チェックリスト	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
※ 新規・更新申請にあたって、その他必要な書類の提出をお願いすることがあります。																				

※1 共生型サービスの特例による指定を受ける場合、同様の内容であれば本体事業における申請書類の写し及び指定の通知書の写しの提出で可。特例によらない指定を受ける場合は、通常の申請書類を整備したうえで、特例による指定を不要とする旨の申出書を提出すること。

障害児支援 指定（更新）申請に係る必要書類一覧表 ※松山市の場合

注1 ○＝必ず添付 △＝必要に応じて添付 ☆＝変更がなければ省略可
注2 「多機能型」として事業を実施する場合は、指定申請書及び届出書を事業

添付書類 ※様式は、松山市ホームページ「障がい福祉課」内に掲載しています。		児童発達支援		医療型 児童発達支援		放課後等デイ サービス		居宅訪問型 児童発達支援		保育所等 訪問支援		多機能型	
		指定	更新	指定	更新	指定	更新	指定	更新	指定	更新	指定	更新
指定 申請 書	様式第2号 指定（更新）申請書	○		○		○		○		○		○	
	別紙：他の法律において既に指定を受けている事業等について	△		△		△		△		△		△	
	（共生型の特例によらない指定の場合） 特例による指定を不要とする旨の申出書	△	☆			△	☆					△	☆
	指定に係る審査事項（表の別紙1～6は、該当する様式の番号）	○		○		○		○		○		○	
		別紙1		別紙2		別紙3		別紙4		別紙5		別紙6	
	登記事項証明書（原本）又は条例等	※1	☆	○	☆	※1	☆	○	☆	○	☆	○	☆
	運営規程	○		○		○		○		○		○	
	住宅地図	※1	☆	○	☆	※1	☆	○	☆	○	☆	○	☆
	（参考様式1）事業所平面図（各室の用途を明らかにしたもの）	※1	☆	○	☆	※1	☆	○	☆	○	☆	○	☆
	（参考様式2）設備・備品等一覧表（設備の概要）	※1	☆	○	☆	※1	☆	○	☆	○	☆	○	☆
	（参考様式3）経歴書（管理者・児童発達支援管理責任者）	※1	☆	○	☆	※1	☆	○	☆	○	☆	○	☆
	（参考様式4）実務経験証明書（原本）	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆
	（参考様式5）実務経験見込証明書（原本）	△	☆	△	☆	△	☆	△	☆	△	☆	△	☆
	（参考様式6）利用者（入所者）又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	※1	☆	○	☆	※1	☆	○	☆	○	☆	○	☆
	（参考様式7）主たる対象者を特定する理由等	△				△						△	
	（参考様式8）法人役員等が欠格条項に該当しない旨の誓約書	○		○		○		○		○		○	
	（参考様式9）従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	○		○		○		○		○		○	
	組織体制図	○		○		○		○		○		○	
	資格証明書の写し	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆
	建物の構造概要			○	☆								
	写真（事業所全景、内部）※設備基準が分かるもの	※1	☆	○	☆	※1	☆	○	☆	○	☆	○	☆
	建物が賃借物件の場合は賃貸借契約書の写し	△	☆	△	☆	△	☆	△	☆	△	☆	△	☆
	医療法第7条の医療機関としての許可証の写し等			○	☆								
	協力医療機関との契約内容が分かるもの	※1	☆			※1	☆	○	☆			○	☆
	従業者との雇用関係を証する書面（雇用契約書・労働条件通知書・標準報酬決定通知書、雇用保険被保険者資格取得等通知書等）	○		○		○		○		○		○	
	利用契約書・重要事項説明書・個別支援計画	○		○		○		○		○		○	
	建築物関連法令協議記録（建築基準法・都市計画法・消防法等）	○		○		○						○	
	現に効力のある指定に係る指令書の写し		○		○		○		○		○		○
	（別紙様式）社会保険及び労働保険への加入状況に係る確認票	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆
	メールアドレス登録票（原則1法人に1つのみ）	△		△		△		△		△		△	
	障害児通所給付費算定に係る体制等に関する届出書	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆
	事業所防災計画 ※防災計画要件確認表を参考に災害種別ごとに作成してください	○	☆	○	☆	○	☆					○	☆
	（様式第12号）障害児通所支援事業等開始届出書	○		○		○		○		○		○	
	事業所チェックリスト	○		○		○		○		○		○	
※新規・更新申請にあたって、その他必要な書類の提出をお願いすることがあります。													

※1 共生型サービスの特例による指定を受ける場合、同様の内容であれば本体事業における申請書類の写し及び指定の通知書の写しの提出で可。

特例によらない指定を受ける場合は、通常の申請書類を整備したうえで、特例による指定を不要とする旨の申出書を提出すること。

障害者総合支援法に基づく指定の変更に係る届出事項一覧

※愛媛県の場合

変更届出書・・・愛媛県様式第11号 ※他自治体における特定相談支援の様式は各自自治体に御確認ください。

※審査事項【指定申請書の別紙1～16のうち該当事業分】を添付してください。

平成30年10月1日時点

変更届出事項 (根拠法令) ① 法第46条第1項・施行規則第34条の23第1項、自治体の規則等 ② 法第46条第3項・施行規則第34条の26第1項、自治体の規則等 ③ 法第51条の25第1項・施行規則第34条の58第1項、自治体の規則等 ④ 法第51条の25第3項・施行規則第34条の60第1項、自治体の規則等		①											②	③	④	変更届出書に添付する主な書類						
		居宅介護	重度訪問介護	行動援護	療養介護	生活介護	短期入所	重度障害者等包括支援	活動訓練・自立訓練	就労移行支援	就労継続支援(A型・B型)	就労定着支援	自立生活援助	共同生活援助	障害者支援施設	地域移行・地域定着	一般相談支援	特定相談支援	※下記のほかに、関係書類等の提出を求める場合があります。 ※写しの提出の際には、原本証明をお願いします。 ※右欄(事業変更届)の○印の事項は、法第79条第2項・施行規則第66条による事業の開始に係る変更届(愛媛県様式第18号)も必要です。(別紙参照)		事業変更届	
1	事業所(施設)の名称・所在地 (事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用する事業所がある場合、当該事業所を含む。)	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	運営規程(新・旧)、平面図〔参考様式1〕、住宅地図、設備・備品等一覧〔参考様式2〕、写真(全景、内部)、建築確認済を証明する書類、消防確認済を証明する書類、土地・建物登記事項証明書の写し等、賃貸借契約書の写し	○	通所・入所のみのみ
2	申請者(設置者)の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名・生年月日・住所・職名	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	登記事項証明書(原本)、運営規程(新・旧)、主たる事務所の変更の場合は建築確認済を証明する書類、消防確認済を証明する書類、代表者の変更の場合は誓約書〔参考様式8〕	○	○
3-1	申請者(設置者)の登記事項証明書又は条例等	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	運営規程(新・旧)、登記事項証明書(原本)	○	○
3-2	申請者(設置者)の定款、寄附行為等(就労継続支援A型のみ)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○ A型	—	—	—	—	—	—	—	—	定款(新・旧)	○	○
4	提供する障害福祉サービスの種類	—	—	—	—	—	○	—	—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	運営規程(新・旧)、指定を受けた通知書の写し等	○	○
5	第三者に委託して提供する障害福祉サービスがある場合、当該障害福祉サービスの種類、第三者の事業所の名称・所在地	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	運営規程(新・旧)		
6	主たる対象とする利用者に関する専門医を有する医療機関との協力体制の概要	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	契約書等の写し		
7-1	事業所の平面図	○	—	—	—	—	○	—	—	—	○	○	○	—	—	○	○	○	○	平面図〔参考様式1〕、設備・備品等一覧〔参考様式2〕、写真(全景、内部)、建築確認済を証明する書類、消防確認済を証明する書類		
7-2	建物の構造概要、平面図(各室の用途を明示するもの)、設備の概要	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	建物の構造概要(任意様式)、平面図〔参考様式1〕、設備・備品等一覧〔参考様式2〕、写真(全景、内部)、建築確認済を証明する書類、消防確認済を証明する書類		
7-3	事業所の平面図(各室の用途を明示するもの)、設備の概要	—	—	○	—	—	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	平面図〔参考様式1〕、設備・備品等一覧〔参考様式2〕、写真(全景、内部)、建築確認済を証明する書類、消防確認済を証明する書類		
8	管理者(施設長)の氏名・生年月日・住所・経歴	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	経歴書〔参考様式3〕、資格証明書等、勤務形態一覧表〔参考様式9〕、組織体制図、雇用関係を証する書面(雇用契約書・労働条件通知書・標準報酬決定通知書、雇用保険被保険者資格取得等通知書等 ※以下同)	○	○
9-1	サービス提供責任者の氏名・生年月日・住所・経歴	○	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	経歴書〔参考様式3〕、資格証明書、研修修了証、実務経験証明書(原本)〔参考様式4〕、勤務形態一覧表〔参考様式9〕、組織体制図、雇用関係を証する書面		
9-2	サービス管理責任者の氏名・生年月日・住所・経歴	—	○	○	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	同上 ※相談支援従業者初任者研修(講義部分)と、サービス管理責任者研修の修了証		
9-3	相談支援専門員の氏名・生年月日・住所・経歴	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	同上 ※相談支援従業者初任者研修(講義＋演習部分)修了証		
10	主たる対象者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	運営規程(新・旧)、主たる対象者を特定する理由書〔参考様式7〕		
11	運営規程	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	運営規程(新・旧)、勤務形態一覧表〔参考様式9〕、組織体制図 ※人員の増減のみの場合は年1回の届出可。	○	○
12	事業所の種別(短期入所の併設型又は空床型の別)	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	運営規程(新・旧)、平面図〔参考様式1〕、設備・備品等一覧〔参考様式2〕、写真		
13	併設型における利用者の推定数、空床型の場合は当該施設の入所定員	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	運営規程(新・旧)、平面図〔参考様式1〕、設備・備品等一覧〔参考様式2〕、写真、勤務形態一覧表〔参考様式9〕		
14	協力医療機関の名称・診療科名、協力医療機関との契約内容	—	—	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	契約書等の写し		
15	協力歯科医療機関の名称、協力歯科医療機関との契約内容	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	契約書等の写し		
16	連携する公共職業安定所その他関係機関の名称	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	連携状況が確認できる書類、運営規程(新・旧)		
17	障害者支援施設等との連携体制・支援体制の概要 (指定障害福祉サービス基準省令第212条の2関係)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	連携状況が確認できる書類、運営規程(新・旧)		
18	同一敷地内にある入所施設・病院の概要(地域移行型ホーム等のみ)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	概要が確認できる書類、運営規程(新・旧)		
19	利用者の定員	—	○	○	○ (空床型除く)	○	○	○	○	○	○	—	—	○	○	—	—	—	—	運営規程(新・旧)、勤務形態一覧表〔参考様式9〕		

※所在地、建物、平面図、設備の概要等の変更については、指定基準の要件を満たさない場合、継続して指定できない場合があります。

※人員配置基準の変更や報酬算定要件の変更が伴う場合は、勤務形態一覧表〔参考様式9〕や報酬・加算の算定に係る体制届出書・体制等状況一覧表・前年度平均利用者数算定表の提出が必要です。

※生活介護、就労継続支援(A型・B型)における利用定員の増加、障害者支援施設におけるサービス種類の変更等の場合は、変更届ではなく、指定の変更申請(変更の1か月前までに申請)となります。

□の枠内の項目は、指定の変更申請において届け出る事項です。それ以外の項目についても変更がある場合は、変更届も提出してください。

なお、平成30年10月1日から役員等一覧など一部書類が省略されました。法人役員等及び事業所の管理者(施設長)の変更の際、当該役員等が指定の欠格条項に該当しないことを自社(団体)で確認してください。

障害者総合支援法に基づく事業の変更に係る届出事項一覧

※愛媛県の場合

事業の開始に係る変更届出書・・・愛媛県様式第18号

変更届出事項			備考
(根拠法令) 法第79条第3項・施行規則第66条第1項、自治体の規則等			
1	経営者(法人等)	氏名(法人にあつては、名称)	※ 障害者総合支援法第79条第2項の規定により届け出た「障害福祉サービス事業等開始届出書(様式第17号)」の事項に変更があつた場合は、同条第3項の規定により届け出なければならない。
		住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
2	条例、定款及びその他の基本約款(運営規程等)		
3	職員	定数	
		職務の内容	
		主な職員(管理者)の氏名及び経歴	
4	事業を行おうとする区域		
5	事業の用に供する施設の概要 (通所施設、入所施設のみ)	名称	
		種類(短期入所のみ)	
		所在地	
		入所(利用)定員	

障害者総合支援法＝抜粋＝ (事業の開始等)

第七十九条 都道府県は、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 障害福祉サービス事業
 - 二 一般相談支援事業及び特定相談支援事業
 - 三 移動支援事業
 - 四 地域活動支援センターを運営する事業
 - 五 福祉ホームを運営する事業
- 2 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、前項各号に掲げる事業を行うことができる。
 - 3 前項の規定による届出をした者は、厚生労働省令で定める事項に変更が生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
 - 4 国及び都道府県以外の者は、第一項各号に掲げる事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。
※大都市特例により、指定都市・中核市も都道府県と同様の役割を担っている。

児童福祉法に基づく指定の変更に係る届出事項一覧

※愛媛県の場合

変更届出書・・・愛媛県様式第16号 ※他自治体における障害児相談支援の様式は各自治体に御確認ください。

※審査事項〔指定申請書の別紙1～8のうち該当事業分〕を添付してください。

平成30年10月1日時点

変更届出事項		①					②		③	変更届出書に添付する主な書類	
		児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	児童発達支援 居宅訪問型	保育所等訪問支援	福祉型障害児入所施設	医療型障害児入所施設	障害児相談支援	※下記のほかに、関係書類の提出を求める場合があります。 ※写しの提出の際には、原本証明をお願いします。	事業 変更届
(根拠法令) ① 法第21条の5の20第3項・施行規則第18条の35第1項、自治体の規則等 ② 法第24条の13第3項・施行規則第25条の22第1項、自治体の規則等 ③ 法第24条の32第1項・施行規則第25条の26の7第1項、自治体の規則等 ※①、②の自治体の規則等は「愛媛県児童福祉法施行細則第12条」										※右欄(事業変更届)の○印の事項は、法第34条の3第3項・施行規則第36条の30の7等による事業の開始に係る変更届(愛媛県様式第30号の10等)も必要です。(別紙参照)	
1	事業所(施設)の名称・所在地 (事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用する事業所がある場合、当該事業所を含む。)	○	○	○	○	○	○	○	○	運営規程(新・旧)、平面図〔参考様式1〕、住宅地図、設備・備品等一覧〔参考様式2〕、写真(全景、内部)、建築確認済を証明する書類、消防確認済を証明する書類、土地・建物登記事項証明書の写し等、賃貸借契約書の写し	○
2	申請者(設置者)の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名・生年月日・住所・職名	○	○	○	○	○	○	○	○	登記事項証明書(原本)、運営規程(新・旧)、主たる事務所の変更の場合は建築確認済を証明する書類、消防確認済を証明する書類、代表者の変更の場合は誓約書〔参考様式8〕	○
3	申請者(設置者)の登記事項証明書又は条例等	○	○	○	○	○	○	○	○	運営規程(新・旧)、登記事項証明書(原本)	○
4	医療法第7条の許可を受けた病院であることを証する書類	—	—	—	—	—	—	○	—	許可証の写し	
5-1	事業所の平面図(各室の用途を明示するもの)、設備の概要	○	—	○	○	○	—	—	—	平面図〔参考様式1〕、設備・備品等一覧〔参考様式2〕、写真(全景、内部)、建築確認済を証明する書類、消防確認済を証明する書類	
5-2	建物の構造概要、平面図(各室の用途を明示するもの)、設備の概要	—	○	—	—	—	○	○	—	建物の構造概要(任意様式)、平面図〔参考様式1〕、設備・備品等一覧〔参考様式2〕、写真(全景、内部)、建築確認済を証明する書類、消防確認済を証明する書類	
5-3	事業所の平面図	—	—	—	—	—	—	—	○	平面図〔参考様式1〕、設備・備品等一覧〔参考様式2〕、写真(全景、内部)、建築確認済を証明する書類、消防確認済を証明する書類	
6	管理者(施設長)の氏名・生年月日・住所・経歴	○	○	○	○	○	○	○	○	経歴書〔参考様式3〕、資格証明書等、勤務形態一覧表〔参考様式9〕、組織体制図、雇用関係を証する書面(雇用契約書・労働条件通知書・標準報酬決定通知書、雇用保険被保険者資格取得等通知書等 ※以下同じ)	○
7-1	児童発達支援管理責任者の氏名・生年月日・住所・経歴	○	○	○	○	○	○	○	—	経歴書〔参考様式3〕、資格証明書、研修修了証、実務経験証明書(原本)〔参考様式4〕、勤務形態一覧表〔参考様式9〕、組織体制図、雇用関係を証する書面 ※相談支援従業者初任者研修(講義部分)と、児童発達支援管理責任者研修等の修了証	
7-2	相談支援専門員の氏名・生年月日・住所・経歴	—	—	—	—	—	—	—	○	同上 ※相談支援従業者初任者研修(講義+演習部分)修了証	
8	運営規程	○	○	○	○	○	○	○	○	運営規程(新・旧)、勤務形態一覧表〔参考様式9〕、組織体制図等 ※人員の増減のみの場合は年1回の届出可。	○
	主たる対象者	○	—	○	—	—	○	○	○	主たる対象者を特定する理由書〔参考様式7〕	
	利用者の定員	○	○	○	—	—	○	○	—	勤務形態一覧表〔参考様式9〕等	

※所在地、建物、平面図、設備の概要等の変更については、指定基準の要件を満たさない場合、継続して指定できない場合があります。

※人員配置基準の変更や報酬算定要件の変更が伴う場合は、勤務形態一覧表〔参考様式9〕や報酬・加算の算定に係る体制届出書・体制等状況一覧表の提出が必要です。

※児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所施設における利用定員の増加の場合は、変更届ではなく、指定の変更申請(変更の1か月前までに申請)となります。

□の枠内の項目は、指定の変更申請において届け出る事項です。それ以外の項目についても変更がある場合は、変更届も提出してください。

なお、平成30年10月1日から役員等一覧など一部書類が省略されました。法人役員等及び事業所の管理者(施設長)の変更の際、当該役員等が指定の欠格条項に該当しないことを自社(団体)で確認してください。

児童福祉法に基づく事業の変更に係る届出事項一覧

※愛媛県の場合

事業の開始に係る変更届出書・・・愛媛県様式第30号の10

変更届出事項			備考
(根拠法令) 法第34条の3第3項・施行規則第36条の30の7、愛媛県児童福祉法施行細則第35条の5			
1	経営者(法人等)	氏名(法人にあつては、名称)	※ 児童福祉法第34条の3第2項の規定により届け出た「障害児通所支援事業等開始届出書(様式第30号の9)」の事項に変更があった場合は、同条第3項の規定により届け出なければならない。
		住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
2	条例、定款及びその他の基本約款		
3	運営規程		
4	職員	定数	
		職務の内容	
		主な職員(管理者)の氏名及び経歴	
5	事業の用に供する施設の概要	名称	
		種類	
		所在地	

児童福祉法＝抜粋＝
第三十四条の三 〔障害児通所支援事業等〕
② 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、障害児通所支援事業等を行うことができる。
③ 国及び都道府県以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
④ 国及び都道府県以外の者は、障害児通所支援事業等を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。
※大都市特例により、指定都市・中核市も都道府県と同様の役割を担っている。

変更に係る届出別添付資料一覧表

※松山市の場合

◎ 様式第6号(変更届出書)に必ず添付が必要な書類: 指定に係る審査事項

様式第6号の届出事項	添付資料
1 事業所(施設)の名称	運営規程(新・旧)
2 事業所(施設)の所在地(設置の場所)	運営規程(新・旧)、住宅地図、平面図、設備・備品の概要、写真、建築物関連法令協議記録、賃貸借契約書(賃借の場合)、登記事項証明書(自己所有の場合)
3 事業者(設置者)の名称	運営規程(新・旧)、登記事項証明書
4 主たる事務所の所在地	登記事項証明書、建築物関連法令協議記録
5 代表者の氏名及び住所	登記事項証明書、誓約書
6 (定款、寄附行為等及び)その登記事項証明書又は条例等 (定款、寄附行為等及び)はA型のみ	登記事項証明書(A型の場合は、定款及び登記事項証明書)
7 提供する障害福祉サービスの種類	重度障害者等包括支援・就労定着支援・自立生活援助の場合に必要な
8 第三者に委託する障害福祉サービスの種類並びに当該第三者の事業所の名称及び所在地	運営規定(新・旧)
9 主たる対象とする利用者に関する専門医を有する医療機関との協力体制の概要	契約書の写し
10 事業所の平面図	平面図、写真、建築物関連法令協議記録
11 建物の構造概要(平面図を含む)	平面図、写真、建築物関連法令協議記録
12 設備の概要	設備・備品の概要
13 管理者の氏名、経歴、住所	経歴書、勤務形態一覧表、資格証、実務経験証明書(原本)、雇用契約書、雇用に関する書類
14 サービス提供責任者の氏名、経歴、住所	経歴書、資格証、勤務形態一覧表、実務経験証明書(原本)、雇用契約書、雇用に関する書類、サービス提供責任者の配置基準の根拠
15 サービス管理責任者の氏名、経歴、住所	経歴書、資格証、勤務形態一覧表、実務経験証明書(原本)、雇用契約書、雇用に関する書類 ※相談支援従業者初任者研修(講義分)とサービス管理責任者研修の修了証 ※人員配置基準の変更が伴う場合は下記書類を提出 (前年度平均利用者数算定表)
16 指定相談支援の提供に当たる者の氏名、経歴、住所	経歴書、資格証、勤務形態一覧表、実務経験証明書(原本)、雇用契約書、雇用に関する書類※相談支援従業者初任者研修(講義+演習分)修了証
17 主たる対象者	運営規程(新・旧)、主たる対象者を特定する理由書
18 運営規程	運営規程(新・旧)、勤務形態一覧表、組織体制図 ※人員配置基準の変更が伴う場合は下記書類を提出 (前年度平均利用者数算定表)
19 当該事業に係る介護給付費の請求に関する事項	
20 事業所の種別(短期入所の併設型・空床型の別)	運営規程(新・旧)、平面図、写真
21 併設型における利用者の推定数又は空床型における当該施設の入所定員	運営規程(新・旧)、平面図、写真、勤務形態一覧表
22 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容	協力医療機関との契約書
23 協力歯科医療機関の名称並びに当該協力歯科医療機関との契約内容	協力歯科医療機関との契約書
24 連携する公共職業安定所その他関係機関の名称	連携状況が分かる資料、運営規定(新・旧)
25 障害者支援施設等との連携体制及び支援の体制の概要	連携状況が分かる資料、運営規定(新・旧)
26 同一敷地内にある入所施設及び病院の概要	概要が確認できる書類、運営規定(新・旧)
27 利用者の定員	運営規程(新・旧)、勤務形態一覧表、平面図、写真、(建築物関連法令協議記録) ※人員配置基準の変更が伴う場合は下記書類も提出 (体制届、前年度平均利用者数算定表)

◎ 届出の内容によっては、資料の追加提出をお願いすることもありますので、ご了承願います。

◎ 障害福祉サービス事業等変更届(様式第13号)も必要になります。

◎ 変更に伴い加算に変更がある場合は、体制届も添付してください。

◎ 写しの提出の際には、原本証明をお願いします。

◎ 提出の際は、届出ごとに次の順番にまとめてご提出ください。

①様式第6号(変更届出書)

②指定に係る審査事項

③変更届出の届出番号順に関係書類を添付

変更に係る届出別添付資料一覧表 ※松山市の場合

◎様式第8号（変更届出書）に必ず添付が必要な書類：指定に係る審査事項

	様式第8号の届出事項	添付資料
1	事業所（施設）の名称	運営規程（新・旧）
2	事業所（施設）の所在地（設置の場所）	運営規程（新・旧）、住宅地図、平面図、設備・備品の概要、写真、建築物関連法令協議記録、賃貸借契約書（賃借の場合）、登記事項証明書（自己所有の場合）
3	申請者（設置者）の名称	運営規程（新・旧）、登記事項証明書
4	主たる事務所の所在地	登記事項証明書、建築物関連法令協議記録
5	代表者の氏名・生年月日・住所・職名	登記事項証明書、誓約書
6	申請者（設置者）の登記事項証明書又は条例等	運営規程（新・旧）、登記事項証明書
7	医療法第7条の許可を受けた病院であることを証する書類	許可証の写し
8	事業所の平面図	平面図、写真、建築物関連法令協議記録
9	建物の構造概要（平面図を含む）	平面図、写真、建築物関連法令協議記録
10	設備の概要	設備・備品の概要
11	管理者の氏名・生年月日・経歴・住所	経歴書、勤務形態一覧表、資格証、実務経験証明書（原本）、雇用契約書、雇用に関する書類
12	児童発達支援管理責任者の氏名・生年月日・住所・経歴	経歴書、勤務形態一覧表、資格証、実務経験証明書（原本）、雇用契約書、雇用に関する書類 ※相談支援従業者初任者研修（講義部分）と、児童発達支援管理責任者研修等の修了証
13	相談支援専門員の氏名・生年月日・住所・経歴	経歴書、勤務形態一覧表、資格証、実務経験証明書（原本）、雇用契約書、雇用に関する書類 ※相談支援従業者初任者研修（講義＋演習部分）修了証
14	主たる対象者	運営規程（新・旧）、主たる対象者を特定する理由書
15	運営規程	運営規程（新・旧）、勤務形態一覧表、組織体制図
16	利用者の定員	運営規程（新・旧）、勤務形態一覧表、平面図、写真、（建築物関連法令協議記録）

◎届出の内容によっては、資料の追加提出をお願いすることもありますので、ご了承ください。

◎所在地、建物、平面図、設備の概要等の変更については、指定基準の要件を満たさない場合、継続して指定できない場合があります。

◎人員配置基準の変更や報酬算定要件の変更が伴う場合は、勤務形態一覧表〔参考様式9〕や報酬・加算の算定に係る体制届出書・体制等状況一覧表の提出が必要です。

◎児童発達支援、放課後等デイサービスにおける利用定員の増加の場合は、変更届ではなく、指定の変更申請（変更の1か月前までに申請）となります。

◎写しの提出の際には、原本証明をお願いします。

◎提出の際は、届出ごとに次の順番にまとめてご提出ください。

1. 様式第8号（変更届出書）
2. 指定に係る審査事項
3. 変更届出の届出事項番号順に関係書類を添付

愛媛県及び県内市町の指定・指導担当部署一覧（令和3年4月1日時点）

地域	事業所所在地	サ ー ビ ス 種 別					
		指定障害福祉サービス事業所	指定障害者支援施設 ※2	指定一般相談支援事業所	指定障害児通所支援事業所 ※2	指定障害児入所施設 ※2	指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所
東予地域	今治市	県東予地方局 地域福祉課					今治市役所 障がい福祉課
	新居浜市						新居浜市役所 地域福祉課
	西条市						西条市役所 社会福祉課
	四国中央市						四国中央市役所 生活福祉課
	上島町						上島町役場 住民課
中予地域	松山市	松山市役所 障がい福祉課 松山市役所 保健予防課		松山市役所 障がい福祉課※1	県中予地方局 地域福祉課	松山市役所 障がい福祉課 松山市役所 保健予防課	
	伊予市	県中予地方局 地域福祉課				伊予市役所 福祉課	
	東温市					東温市役所 社会福祉課	
	久万高原町					久万高原町役場 保健福祉課	
	松前町					松前町役場 福祉課	
	砥部町					砥部町役場 介護福祉課	
	南予地域					宇和島市	県南予地方局 地域福祉課
八幡浜市		八幡浜市役所 社会福祉課					
大洲市		大洲市役所 社会福祉課					
西予市		西予市役所 福祉課					
内子町		内子町役場 保健福祉課					
伊方町		伊方町役場 保健福祉課					
松野町		松野町役場 保健福祉課					
鬼北町		鬼北町役場 町民生活課					
愛南町		愛南町役場 保健福祉課					

※1 松山市に所在する指定障害児通所支援事業所は、平成31年4月1日から松山市役所が指定・指導事務を行っています。

※2 社会福祉法に規定する社会福祉施設に対する指導については、本表から除いています。

（業務管理体制の整備については、資料2の項目7及び資料3の項目6をご覧ください）

指定障害福祉サービス事業者・施設及び指定障害児支援事業者・施設 における事故等発生時の報告の取扱いに係る標準例

第1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく指定基準において、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設（指定医療機関を除く。以下「事業者等」という。）は、利用者等に対する支援の提供（以下「サービス提供」という。）により事故が発生した場合には、都道府県、市町村及び利用者の家族等に連絡を行うこととされているところであり、発生後は、迅速な対応を行い、事故等の速やかな解決及び再発防止を行う必要がある。

第2 標準例

事故等の報告の取扱いについては、以下を標準とする。

この標準例は、事故発生時における関係機関への報告の取扱いについての指針として示すものであり、事業者等においてはこの標準例を参考としてマニュアル等を作成し、事故等の報告について万全を期されたい。

1 報告すべき事故の範囲

報告すべき事故の範囲は、原則、以下のとおりとする。

(1) サービス提供による利用者の事故等

ア 事故等とは、死亡事故の他、転倒等に伴う骨折や出血、火傷、誤嚥、誤飲等サービス提供時の事故により、医療機関で治療（施設内での医療処置を含む）、又は入院し、新たに心身に障害が加わるおそれがあるもの又は回復に日数を要するものを原則とする。ただし、比較的軽度な擦過傷や打撲など日常生活に大きな支障がないものを除く。

イ 事業者側の責任や過失の有無は問わず、利用者の自身に起因するもの及び第三者によるものを含むものとする。

ウ サービス提供には、送迎等も含むものとする。

(2) 食中毒、感染症（インフルエンザ、ノロウイルス（感染性胃腸炎）、O157他）の集団発生

(3) 従業者（職員）の法律違反・不祥事等利用者の処遇に影響のあるもの

(4) その他、火災、震災、風水害等の災害によりサービス提供に影響する重大な事故等

2 報告事項

(1) 市町村及び県への報告は、別添の標準様式を参考にする。

ただし、市町村で報告様式が定められている場合や、次の事項が明記されている書式がある場合には、それによっても差し支えない。

○事故等報告書に記載する事項

次に掲げる事項を記載するものとする。

ア 事業者（設置者）及び事業所（施設）等の名称、所在地及び電話番号（事業所（施設）等の責任者名、連絡先電話番号）

イ 利用者の氏名、住所、電話番号、年齢、性別、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳の等級、受給者証番号

ウ 発生日時及び発生場所

エ 事故の概要

原因及び対応を時系列に記載する。

オ 事故時の対応

治療した医療機関名、家族への連絡状況等を記載する。

カ 事故後の対応

利用者や家族の現況、再発防止への取り組み、損害賠償等の状況を記載する。

（２）報告に際しては、その他必要と認める書類を添付する。

例）事故発生場所の見取り図、サービス計画書、緊急時の連絡体制 等

3 報告手順

事故等が発生した場合は、速やかに家族に連絡するとともに、愛媛県所管地方局地域福祉課、市町村（支給決定を行う市町村及び施設が所在する市町村）に報告する。

また、当該報告のほか、関連する法等に定める届出又は報告義務がある場合はこれに従うこと。

例）感染症の集団発生が疑われる場合には、速やかに嘱託医・協力医療機関に相談し、当該嘱託医等の判断のもと、当該嘱託医から管轄保健所に連絡する。

（１）第一報

事業者は、事故等が発生した場合は、速やかに家族に連絡するとともに、所管地方局地域福祉課及び市町村に報告書を提出する。

緊急性の高いものは、電話又はファックス等により事故等発生の第一報の連絡を行い、その後速やかに報告書を提出する。

（２）途中経過及び最終報告

事業者は、事故処理が長期化する場合は、適宜、途中経過を報告するとともに、事故処理について区切りがついた時点で、報告書を提出する。

4 その他

指定障害児入所施設（指定医療機関を除く。）については、サービス提供により事故が発生した場合の市町村への報告は必要ないので注意すること。（※施設の指定及び利用者の支給決定を県が実施しているため。）

(標準様式)

事故等報告書

様
報告年月日 令和 年 月 日

報告者

事業者（設置者）の名称及び所在地 Tel

事業所（施設）の名称及び所在地 Tel

責任者名 連絡先

利用者	氏名				住 所				
					電話番号		Tel		
	性別		年齢		身体障害者手帳	級	受給者証番号		
					療育手帳	A・B			
精神障害者手帳					級				
事故の 概 要	発生日時	令和 年 月 日 時 分				発生場所			
	【概要（原因・経緯等）】								
事故時 の対応	治療した医療機関名				医療機関所在地				
	【治療の概要】								
	【家族等への連絡状況】								

事故時の対応	【利用者や家族の現在の状況】
	【事業所（施設）としての再発防止への取り組み】
	【損害賠償等の状況】
その他連絡事項	

※指定障害児相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設については、保護者氏名及び住所等を必要に応じて記入すること。